

令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋
静岡県（政令市を含む）の公立高等学校の実態

（高校教育課）

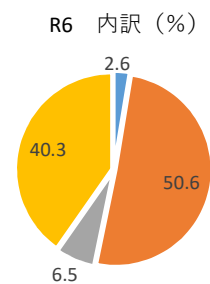
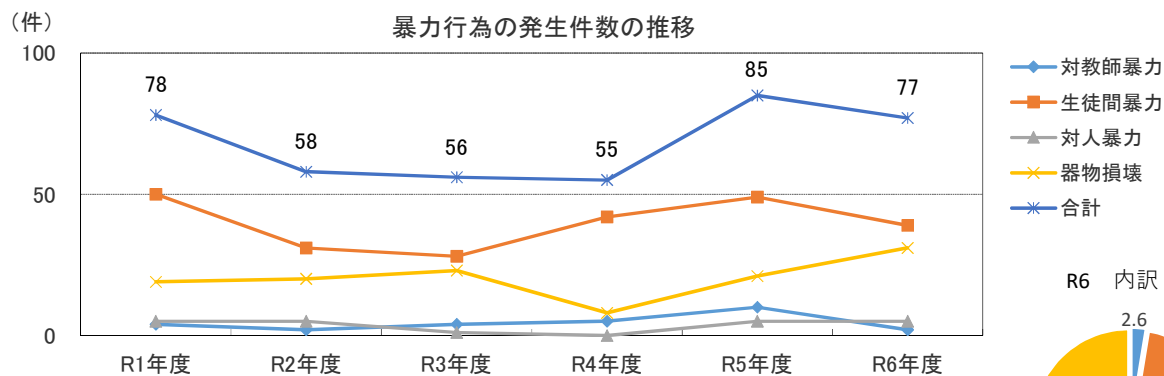
県内の公立学校数及び生徒数（政令市を含む）

種別	学校数	生徒数
全日制	90校	53,145人
定時制	21校	2,418人
通信制	1校	1,395人

1 暴力行為の状況

(1) 発生件数の推移

形態	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	4	5.1	2	3.4	4	7.1	5	9.1	10	11.8	2	2.6
生徒間暴力	50	64.1	31	53.4	28	50.0	42	76.4	49	57.6	39	50.6
対人暴力	5	6.4	5	8.6	1	1.8	0	0.0	5	5.9	5	6.5
器物損壊	19	24.4	20	34.5	23	41.1	8	14.5	21	24.7	31	40.3
合計	78		58		56		55		85		77	

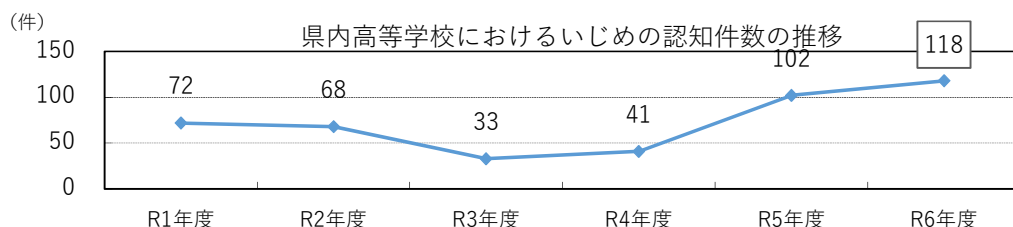


2 いじめの状況

(1) 高等学校におけるいじめの認知件数の推移

(件)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認知件数	72	68	33	41	102	118



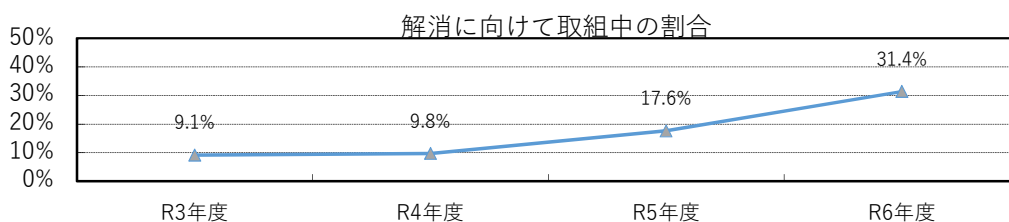
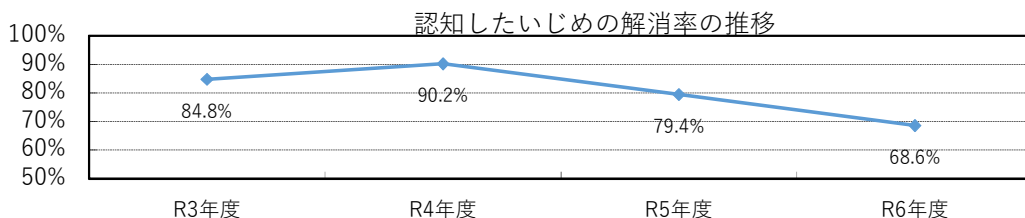
※文部科学省調査におけるいじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(2) 指導後のいじめの状況

(件)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
解消している	28	37	81	81
解消に向けて取組中	3	4	18	37
その他	2	0	3	0
いじめ解消率	84.8%	90.2%	79.4%	68.6%



※文部科学省調査における「いじめが解消している状態」の定義（概略）

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消：

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(3) いじめ発見のきっかけ (件)

区 分	高等学校	
	R5年度	R6年度
学級担任が発見	8	2
学級担任以外の教職員が発見	5	5
養護教諭が発見	1	1
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	1
アンケート調査など学校の取組により発見	29	21
本人からの訴え	39	50
本人の保護者からの訴え	16	30
他の児童生徒からの情報	2	7
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	1	1
地域の住民からの情報	0	0
学校以外の関係機関からの情報	1	0
その他	0	0
計	102	118

(4) いじめの態様 (複数回答可) (件)

区 分	高等学校	
	R5年度	R6年度
冷やかしの、からかい、悪口や背し文句等を言われる	72	83
仲間はずれ、集団による無視をされる	21	20
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる 等	13	7
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる 等	3	2
金品をたかられる	2	4
持ち物を隠される、盗まれる、壊される 等	5	1
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	4	5
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される 等	21	25
その他	4	9
計	145	156

(5) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

区 分	高等学校			
	R5年度	R5実施率	R6年度	R5実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	93	83.0%	90	80.4%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	40	35.7%	39	34.8%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	34	30.4%	22	19.6%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	39	34.8%	35	31.3%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	94	83.9%	91	81.3%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	70	62.5%	67	59.8%
警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員を指定した。	11	9.8%	10	8.9%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	78	69.6%	76	67.9%
P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	8	7.1%	11	9.8%
地域人材や団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。			5	4.4%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	18	16.1%	12	10.7%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	64	57.1%	52	46.4%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	64	57.1%	64	57.1%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	112	100.0%	112	100.0%

(6) いじめの日常的な実態把握のために、学校が生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

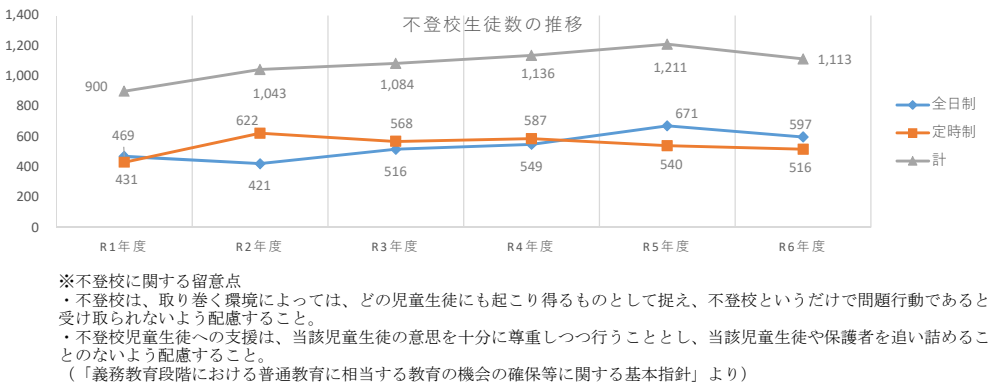
区 分	高等学校			
	R5年度	R5実施率	R6年度	R5実施率
アンケート調査の実施	112	100.0%	112	100.0%
個別面談の実施	75	67.0%	67	59.8%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	15	13.4%	8	7.1%
家庭訪問	7	6.3%	6	5.4%
その他	3	2.7%	2	1.8%

3 長期欠席（不登校等）の状況

(1) 令和6年度 高等学校における理由別長期欠席者数

区分	在籍児童 生徒数	理由別長期欠席者数									その他	合計	
		病気	経済的 理由	不登校					うち、90日以上 欠席してい る者	うち、出席日 数が10日以下 の者			うち、出席日 数が30日の者
				中退	原級留置								
全日制	53,145	194	1	597	137	21	63	8	2	49	841		
定時制	2,418	76	11	516	93	32	164	39	14	65	668		
計	55,563	270	12	1,113	230	53	227	47	16	114	1,509		

(2) 高等学校の不登校（年間30日以上欠席者）の推移



(3) 学年別不登校児童生徒数

